

市区町村長による申し立て(例)

1 「独居の認知症」「家族による虐待」など、支援が必要な高齢者が見つかる(医療介護関係者、民生委員、近所の住民ら)

2 市区町村が成年後見制度の利用が必要と判断
本人による申し立てが可能
申し立てては困難

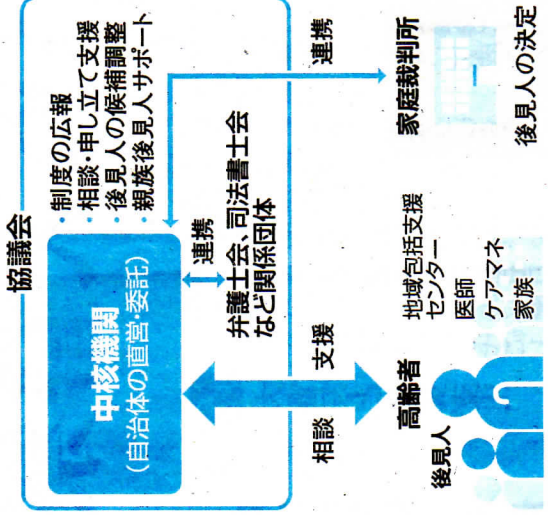
3 親族の調査(申し立てができるのは4親等以内)
親族申し立てが可能
親族がいらないか、申し立てては困難

4 市区町村長が家庭裁判所に後見の審判申し立て

5 家庭裁判所が成年後見人を決定

「中核機関」の役割(イメージ)

高齢者のケース。国・自治体資料をもとに作成



成年後見活用 自治体に差

相談支援機関の設置 「未定」半数

認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度は、介護保険と並び超高齢社会を支える「車の両輪」として導入された。この制度の利用を促す自治体の取り組みに格差が生じていることが、朝日新聞の105自治体アンケートでわかった。相談支援の軸となる機関の設置は、約半数が「未定」の状況だ。

首長の利用申請も濃淡

500万人を超すとされる認知症高齢者に対し、成年後見の利用は約21万人(2017年12月)。その

で成年後見制度利用促進法が16年に施行された。朝日新聞は7〜8月、主要105自治体(政令指定

市・東京23区・中核市・県庁所在市)にアンケートを実施。利用促進のカギと位置づけられる「中核機関」と、利用を申し立てる家族がいない場合の安全網となる「市区町村長申し立て」について尋ねた。

中核機関は利用相談の窓

口となり、家庭裁判所をはじめ、医療福祉関係者、法律家らと連携して本人や家族を支援する。国の基本計画(17〜21年度)では、自治体が設置することとなっている。ただ努力目標なので、未設置でも法令違反に

はならない。この中核機関(16.2%)が「今分」予定」が34市区(%)あった。多かったのは「未定」の49市区(%)で、後ろ向き目立った。「未定」は、「他都市の検討したい」なる。市区長による(17年度)には、間1件から30きがあった。高あたりの件数にると、最も多か

認知症の人ら

中核機関による相談支援強化が申し立てに結びつくことを実証しつつあるのが愛知県豊田市の。市は17年7月、成年後見支援センターと市が一体で

運営する中核機関を設けた。市の担当マネジャーや病談を中核機関でける体制が整い談の解決策の一



成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に、預貯金などの財産管理、福祉サービス利用契約などの支援をする制度。判断能力により「後見」「保佐」「補助」の3種類がある。また判断能力があるうちに将来の後見人を決める「任意後見」がある。17年は親族が後見人らに選任されたのは26%、弁護士や司法書士など専門職を含む第三者の選任が74%だった。

■ 高齢者1万人あたりの首長申立件数(2017年度)

《上位》	11.5
東京都墨田区	8.6
新宿区	7.1
江東区	6.6
青森市	6.6
兵庫県明石市	6.4
岡山市	6.4
東京都北区	6.4
品川区	6.1
豊島区	6.0
江戸川区	6.0
《下位》	0.6
札幌市	0.6
浜松市	0.5
長野市	0.5
前橋市	0.5
津市	0.5
北海道函館市	0.4
東京都中央区	0.4
大阪府枚方市	0.4
大分市	0.2
長崎市	0.2

※障害分野を含む申